

平成 29 年度 広島県立大柿高等学校入学者選抜（Ⅱ）実施要項

広島県立大柿高等学校（全日制）
〒737-2213 江田島市大柿町大原1118-1 電話（0823）57-2055
URL <http://www.ogaki-h.hiroshima-c.ed.jp>

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、平成 29 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針、平成 29 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項及びこの実施要項に定めるところにより、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

2 課程、学科及び定員

課程	学科	定員
全日制	普通科	入学定員 40 人から選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

3 通学区域及び全国募集

- 通学区域は広島県一円とする。（広島県立高等学校学則第 13 条により就学することができると認められる者であること。）
- 特定校として全国から募集を行う。

4 学科の目標及び教育課程

- 学科の目標
学校教育法第 50 条及び第 51 条の規定に従い、高度な普通教育を行う。
- 教育課程
第 1 学年は基礎的な内容を学習する。第 2 学年からは各自の進路・適性に合わせ選択科目から履修する。

5 出願資格

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- 中学校を卒業した者
- 平成 29 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者
- 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者
- 平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者

6 出願

- 方式
ア 5 の出願資格に該当する者が出願できる。
イ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。
- 期間
ア 入学願書
平成 29 年 2 月 14 日（火）から 2 月 17 日（金）正午まで
郵便により提出する場合には、志願者名簿 1 部を返送するための封筒（必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、平成 29 年 2 月 16 日（木）までに必着するよう提出すること。
イ 入学者選抜願
平成 29 年 2 月 21 日（火）から 2 月 23 日（木）正午まで
郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便等により、平成 29 年 2 月 22 日（水）までに必着するよう提出すること。
ウ 調査書等
平成 29 年 2 月 21 日（火）から 2 月 24 日（金）正午まで
郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、平成 29 年 2 月 23 日（木）までに必着するよう提出すること。
※持参による受付時間は、いずれも 9 時から 16 時まで（ただし、最終日は正午まで）とする。なお、土曜日及び日曜日は受付事務を行わない。
※いずれの郵送の場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。
- 手続
ア 志願者
a 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を

（2）のアの期間内に、②及び③の書類等を（2）のイの期間に、本校校長に直接持参により提出する。

- 入学願書(様式第 1 号)
- 入学者選抜願(様式第 2 号)及び受検票(様式第 3 号)
- 入学者選抜料 (2,200 円)
入学者選抜料は納付書により納付する。入学者選抜願（様式第 2 号）に入学者選抜料領収控（領収印のあるもの）を貼る。
b 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続きによること。
(a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）を平成 28 年 12 月 1 日（木）までに県教育委員会に提出し許可を得る。
(b) (a) 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）を入学者選抜願に添付する。
c 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第 18 号)を提出することができる。
なお、自己申告書は、本人が記入し、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後 5 年を超える者については、入学者選抜願とともに、（2）のイの期間に、本校校長に直接持参により提出する。

イ 出身中学校長

- 出身中学校長は、次の①及び②の書類を（2）のアの期間内に、③の書類等を（2）のイの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。
なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項に誤りのないことを確認すること。
① 入学願書(様式第 1 号)
② 志願者名簿(様式第 13 号)… 2 部
③ 入学者選抜願(様式第 2 号)及び受検票(様式第 3 号)
（入学者選抜願（様式第 2 号）に入学者選抜料領収控（領収印のあるもの）が貼り付けられていることを確認すること。）
b 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、（2）のウの期間内に本校校長に提出する。ただし、平成 28 年 3 月以前の卒業生については、②及び③の書類は提出しなくてよい。
① 学校教育法施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書(様式第 8 号)
② 第 3 学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第 10 号)… 1 部
③ 評定(成績評点)集計表（様式第 12 号）… 1 部
c 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、（2）のウの期間内に本校校長に提出する。
d 県外からの志願者については、出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書等の様式によって提出することができる。

(4) 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校正門正面掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。

- 平成 29 年 2 月 17 日（金）正午現在の志願者数を同日 16 時に公表する。
- 平成 29 年 2 月 21 日（火）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 22 日（水）16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 23 日（木）正午の志願者数を同日 16 時にそれぞれ公表する。
- 県外等からの出願
平成 29 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項（P27～P28）に定めるところにより、所定の手続等を行わなければならない。

(6) 志願変更

志願者は、1回に限り志願変更を次により行うことができる。なお、本校の入学願書の取下げ後、再び本校に出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。

中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続きは、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

平成29年2月21日(火)から2月23日(木)正午まで

郵便による取下げ(高等学校からの返却)及び再提出はできない。

イ 手続

a 取下げ

(a) 志願者で、志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

(b) 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りのないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更する者の入学願書を受け取り、志願変更をする者に返却する。

b 再提出

(a) 志願者で、再提出する者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、(3)のアの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(b) 出身中学校長は、再提出された入学願書を(3)のイの手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

7 選抜

(1) 方針

選抜は、「平成29年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 検査及び面接の実施

ア 一般学力検査

一般学力検査は、志願者全員に対して行う。一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科とする。各教科50点満点とする。

イ 面接

面接は、志願者全員に対して行う。次の4個の評価項目により面接を行い、60点満点で評価する。

・志望理由 ・高校生活への抱負 ・表現力 ・面接の態度

ウ 実施期日、教科及び時間割等

3月7日(火)			3月8日(水)		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・点呼 注 意			
第1時限	9:30 10:20	国 語	第1時限	9:00 9:50	理 科
第2時限	10:40 11:30	社 会	第2時限	10:10 11:00	英 語
第3時限	11:50 12:40	数 学	第3時限	11:20 ~	面 接

エ 受検場所

広島県立大柿高等学校

オ 志願者心得

a 第1日、第2日とも8時50分までに、本校の所定の場所に集合して指示を待つこと。

b 携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆(シャープペンシルは不可)、鉛筆削り、消しゴム、定規(三角定規、分度器のついたものは不可)、時計(計算機能又は英和和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

また、携帯電話などの通信機器を検査場内に持ち込むことはできない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話など持込を認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

8 合格者の決定

一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項に、面接の結果等を加えて総合的に判断して、本校校長が決定する。

9 合格者の発表

平成29年3月14日(火)10時に本校において発表する。

合格者に対しては文書により合格の通知をする。通知書は原則として合格者本人に手渡しするものとする。ただし、事前に申し出があった場合には、中学校長(もしくはその代理者)を経由して合格者本人に手渡すことができる。その場合は、「合格通知書等受領書」を提出する。なお、中学校卒業後5年を超える者に対しては、受検者本人に通知する。電話による合格、不合格の問い合わせには応じない。

請書又は辞退届の提出は、**平成29年3月15日(水)13時**までとする。

なお、繰上げ合格がある場合、**平成29年3月15日(水)15時**に本校正門正面掲示板に掲示する。

10 選抜(Ⅲ)について

実施の有無については、平成29年3月16日(木)10時に本校正門正面掲示板に掲示する。なお、実施する場合には、平成29年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項及び本校が定める実施要項に従って実施する。

11 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 帰国生徒等の入学定員は、別枠2人以内とする。

(2) 出願資格、出願手続き及び学力検査等については、平成29年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

12 選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示対象

選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定

(2) 開示内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(3) 開示請求対象者

選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(4) 本人等であることの確認

平成29年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項別表第2に示す書類の提示により確認する。

(5) 開示期間

平成29年3月23日(木)から4月21日(金)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び本校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は9時から16時までとする。(ただし、本校の昼休憩時間を除く。)

(6) 開示場所

本校(受付窓口は事務室)

(7) 開示手続

ア 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。

イ 本校校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。